

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続きの開始の公示  
（建設のためのサービス、その他技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用方針（平成 8 年 6 月 17 日事務次官等会議申合せ）記四に定める調達の対象外です。

業務に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る令和 2 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和 2 年 2 月 14 日

国立大学法人滋賀医科大学長  
塩 田 浩 平

## 1 業務概要

- (1) 業務名 滋賀医科大学（瀬田月輪）一般教養棟等改修他設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、一般教養棟及び看護学科校舎の改修（建築）設計業務、一般教養棟ピロティ部増築（建築）設計業務を行うものである。
- (3) 履行期限 令和 2 年 7 月 24 日（金）  
ただし、申請業務の履行期限は令和 2 年 9 月 4 日（金）とする。

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格  
次に掲げる条件を全て満たしていること。
  - ①文部科学省における平成 30・平成 31 年度（令和元年度）設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けていること。
  - ②経営状況が健全であること。
  - ③不正又は不誠実な行為がないこと。
  - ④建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ⑤担当予定技術者（管理技術者、担当主任技術者（意匠）、担当主任技術者（構造）、各 1 名）について、本学が指定する同種又は類似業務の実績を有すること。詳細は、説明書を参照すること。
  - ⑥京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県・三重県・岐阜県・福井県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準

①担当予定技術者の能力

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

②技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

③業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

④課題についての提案

- ・ 建物完成イメージに関して設計者とユーザーとの差異を少なくするためのヒアリング方法等について
- ・ 「学生との意見交換」の資料に基づく学生アメニティ向上に資する提案について（改修工事範囲内の什器類を含む空間デザイン等）

### 3 手続等

(1) 担当部局

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学施設課施設企画係

電話番号 077-548-2052

FAX 077-548-2047

メールアドレス hqsisetu@belle.shiga-med.ac.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和2年2月14日（金）から令和2年3月6日（金）まで

滋賀医科大学のホームページにて交付する。

（滋賀医科大学トップページ>企業・研究者の方>工事入札情報）

(3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

令和2年3月9日（月） 17時00分まで。

- (1)に同じ 持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。

### 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書は、無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約締結前の建築士法第24条の7に基づく重要事項説明の要否 要
- (7) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ
- (9) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も、記3(3)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (10) 詳細は説明書による。